

第三十八号

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

施設の老朽化及び利用の状況に鑑み、ライトホームを廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。